

# 琉球大学

## 外国人研究者のための生活ガイド

令和元年度

琉球大学総合企画戦略部国際連携推進課

# 目 次

【1】外国人研究者の身分	1
【2】査証	2
【3】外国人研究者のための助成金等	5
【4】宿舎	6
(1) 琉球大学国際交流会館	
(2) 琉球大学 50 周年記念会館・研究者交流施設	
(3) 学外の宿泊施設・民間アパート等	
【5】在留に関する手続き等	8
(1) 外国人登録	
(2) 在留資格外活動許可	
(3) 在留期間の更新	
(4) 一時出国及び再入国	
(5) 在留資格の変更	
【6】健康	14
(1) 琉球大学保健管理センター	
(2) 琉球大学医学部附属病院	
(3) 国民健康保険	
【7】銀行	16
【8】租税条約	17
【9】安全保障輸出管理	19

## 【1】外国人研究者の身分

琉球大学で外国人研究者として研究、教育を行う場合、表1のような種類の身分があります。身分により雇用手続きが違いますので、受入教員と十分連絡をとって手続きを進めてください。

表 1

種 類	説 明	受入該当部局
①外国人研究員	学術研究の推進を図るため、本学が招へいし、勤務の契約により常勤の研究員として雇用し、共同研究に参画させる外国人。	医学研究科 熱帯生物圏研究センター
②外国人客員研究員	本学における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人。(但し、外国人教師及び外国人研究員を除く)	学部、学科、研究科、附属病院、熱帯生物圏研究センター、研究基盤センター、地域連携推進機構、総合情報処理センター、グローバル教育支援機構、保健管理センター、島嶼地域科学研究所、島嶼防災研究センター、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構
③会議等参加者	本学が企画する会議、講演会等に招へいする外国人	全部局
④外国人訪問者	表敬訪問、視察等の目的で来学する外国人	全部局

## 【2】査証

日本へ入国しようとする外国人研究者は、自国政府から旅券（パスポート）の発給を受け、原則としてあらかじめ日本国大使館・総領事館等（以下「在外公館」と略称）で査証を取得した上で来日しなければなりません。

在留資格は、滞在期間、所得の有無等により異なりますので、申請にあたっては該当する資格を査証申請する在外公館に確認してください。



※在外公館リスト（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

表2 外国人研究者の種類と在留資格の例

種類	査証区分	在留資格の例 (在留期間)	日本において行うことができる活動
1. 外国人研究員	就業査証	教授 (5年、3年、1年又は 3ヶ月)	日本の大学若しくはこれに準ずる機関 又は高等専門学校において研究、研究の 指導又は教育をする活動
2. 外国人客員研究員*	一般査証	文化活動 (3年、1年、6ヶ月又 は3ヶ月)	収入を伴わない学術上若しくは芸術上 の活動又は我が国特有の文化若しくは 技芸について専門的な研究を行い若し くは専門家の指導を受けてこれを修得 する活動(「留学」「就学」「研修」の資格 に掲げる活動を除く。)
3. 会議等参加者	短期滞在査証	短期滞在 (90日、30日又は15日 以内の日を単位とする期 間)	日本に短期間滞在して行う観光、保養、 スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は 会合への参加、業務連絡その他これらに 類似する活動
4. 外国人訪問者			

\*「外国人客員研究員」は、滞在が90日以内でも在留資格は『文化活動』になります。

査証を取得するには、外国人研究者（査証申請人）が在留資格に応じて必要書類を在外公館に提出し、査証申請を行います。日本国内においては手続きができません。また、琉球大学（招へい機関）が発行する書類も含めて必要書類は外国人研究者が在外公館へ提出します。なお、必要書類の詳細は外国人研究者本人が査証申請を行う在外公館へ直接問い合わせてください。

表3 査証申請

在留資格	必要書類
教授	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旅券</li> <li>2. 査証申請書 1通（ロシア・CIS諸国・ジョージア人は2通）</li> <li>3. 写真 1葉（ロシア・CIS諸国・ジョージア人は2葉）</li> <li>4. 在留資格認定証明書原本及び写し1通 中国籍の方はこの他に</li> <li>5. 戸口簿写し</li> <li>6. 暫住証又は居住証明書（申請先の大使館、総領事館の管轄地域内に戸籍を有しない場合）</li> </ol> <p>※申請者の国籍によっては、上記以外に必要とされる書類があります。詳細は各大使館のホームページをご参照ください。</p>

文化活動	1. 旅券 2. 査証申請書 1通（ロシア・CIS諸国・ジョージア人は2通） 3. 写真 1葉（ロシア・CIS諸国・ジョージア人は2葉） 4. 在留資格認定証明書原本及び写し1通 中国籍の方はこの他に 5. 戸口簿写し 6. 暫住証又は居住証明書（申請先の大使館、総領事館の管轄地域内に戸籍を有しない場合） ※申請者の国籍によっては、上記以外に必要な書類があります。詳細は各大使館のホームページをご参照ください。
短期滞在	申請者の国籍、査証の種類（1回・数次有効）によって提出書類が異なります。詳細及び最新情報については外務省ホームページを確認してください。 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/">http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/</a> ※査証免除措置を実施している国・地域の旅券を所持している場合は、入国に際して査証を取得する必要はありません。（査証免除措置国・地域については外務省ホームページを参照）

査証については、外務省ホームページの「日本国査証（ビザ）案内」をご覧ください。  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

#### 《在留資格認定証明書》

外国人研究者が「短期滞在」以外の在留資格で日本に上陸しようとする場合、入国審査手続の簡易化、迅速化、及び効率化を図ることを目的として、日本国内の出入国在留管理局にてあらかじめ上陸条件の適合性を審査され、「在留資格認定証明書」の交付を受けることができます。在留資格認定証明書を交付された外国人研究者が、在外公館において在留資格認定証明書を提示して査証申請をした場合には、上陸のための条件について法務大臣の事前申請を終えているものとして扱われるため、査証の発給は迅速に行われます。申請は日本国内からのみ可能で、本人もしくは代理人（親族、琉球大学教職員等）が行えます。

表4 在留資格認定証明書

提出方法	福岡出入国在留管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	1. 申請人本人 2. 外国人研究者を受け入れようとする機関の職員(代理人)
提出時期	査証申請時に提出できるよう余裕をもって提出する。
手数料	手数料はかかりません。
提出書類	<b>【共通】</b> ・在留資格認定証明書交付申請書 1通 ・写真(縦4cm×横3cm) 2葉 ※申請前3か月以内に正面から撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの ※写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に添付 ・返信用封筒（定型封筒に宛先を明記の上、404円分の切手(簡易書留用)を添付したもの）1通  <b>『教授』</b> カテゴリー1：大学等において常勤職員として勤務する場合 ・【共通】の書類のみ。 カテゴリー2：大学等において非常勤職員として勤務する場合 ・活動の内容、期間、地位および報酬を証明する文書 1通 * 代理人が申請する場合においては、申請を提出することができるかどうか確認するため

	<p>身分を証する文書（大学の身分証明書等）が必要。</p> <p>『文化活動』          学術上もしくは芸術上の活動を行い、または我が国特有の文化もしくは技芸について専門的な研究を行おうとする場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請人または受入機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書</li> <li>2. 申請人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料（パンフレット等）</li> <li>3. 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)関係団体からの推薦状(1通)</li> <li>(2)過去の活動に関する報道(適宜)</li> <li>(3)入賞、入選等の実績(適宜)</li> <li>(4)過去の論文、作品等の目録(適宜)</li> <li>(5)上記(1)～(4)に準ずる文書(適宜)</li> </ol> </li> <li>4. 申請人が日本に在留した場合の経費支弁能力を証する文書             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料                 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通)</li> <li>b. 申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜)</li> <li>c. 上記①～②に準ずる書類(適宜)</li> </ol> </li> <li>(2)申請人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者に係る次の資料                 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）（各1通）</li> </ol>                 ※1月1日現在居住する市町村役場から発行される。                  ※1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でも可                 <ol style="list-style-type: none"> <li>b. 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜)</li> <li>c. 上記 a～b に準ずる書類（適宜）</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>* 代理人が申請する場合においては、申請を提出することができるかどうか確認するため身分を証する文書（大学の身分証明書等）が必要。</p>
標準処理期間	1か月～3か月

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

※原則として、提出された資料は返却されませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。

※詳細については、福岡出入国在留管理局那覇支局インフォメーションセンターにお問い合わせください。

在留資格に関する手続き案内については、出入国在留管理庁ホームページの「各種手続き案内」をご覧ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

◆福岡出入国在留管理局那覇支局 インフォメーションセンター [那覇第1地方合同庁舎7階]  
 那覇市樋川 1-15-15      Tel : 098-832-4186

月～金曜日（休日を除く）：午前9時～正午      午後1時～4時

※外国人在留総合インフォメーションセンター URL: <http://www.immi-moj.go.jp/info/>

（英語、中国、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等での対応可能）

TEL:0570-013904 ※IP 電話、PHS、海外からは 03-5796-7112

受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く）

### 【3】外国人研究者のための研究助成金等

学術研究への助成や研究者養成のための資金の支給等、学術に関する国際交流の促進を図るため、様々な助成事業が行われています。

#### （1）日本学術振興会（JSPS）

##### ◆外国人特別研究員◆

諸外国の博士号取得直後の若手研究者に対して、日本側受入教員の指導のもとに研究を行う機会を提供する事業

##### ◆外国人招へい研究者◆

我が国の研究者が、外国人研究者を招へいし、協力して研究を行うことを目的とする事業

##### ◆論文博士号取得希望者に対する支援事業◆

アジア・アフリカ諸国の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業

#### （2）科学技術振興機構（JST）

##### ◆戦略的国際共同研究プログラム◆

単一国で解決できない国際共通的な課題の解決や、国際連携による我が国の科学技術力の強化に資する成果を得ることを目的とする事業

上記事業の詳細およびその他の助成事業については、下記のそれぞれのホームページにて確認をしてください。

- 日本学術振興会（JSPS）：<http://www.jsps.go.jp/>
- 科学技術振興機構（JST）：<http://www.jst.go.jp>

琉球大学後援財団の事業については、総合企画戦略部国際連携推進課（098-895-8033）までお問い合わせ下さい。

また、琉球大学競争的研究資金公募情報検索システムにも各種助成事業が紹介されていますので、ご覧下さい。

<http://www.res.lab.u-ryukyu.ac.jp/conf/>

## 【4】 宿舎

### (1) 琉球大学国際交流会館

本学の国際交流会館は、外国人留学生及び外国人研究者への宿泊施設提供、そして国際交流の推進を目的として設置されました。国際交流会館には、単身棟（研究者用8室、留学生用46室）、研究者世帯棟（6室）、留学生世帯棟（26室）があります。全ての部屋は個室になっており、机、いす、ベッド、書棚、台所、風呂、トイレが備え付けてあります。ただし、部屋が不足しているため、入居できない場合もあります。

国際交流会館の申請は、受入教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）空室状況、申込み等については、総合企画戦略部国際連携推進課（098-895-8033）にお問い合わせください。

#### 寄宿料及び維持費

(2019年度)

区 分	施設使用料（研究者）		維持費（電気・水道・ガス）
	月額	日額	月額
単 身 室	¥ 8, 600	¥ 290	使用実績額
夫 婦 室	¥ 30, 000	¥ 1, 000	〃
家 族 室	¥ 35, 000	¥ 1, 170	〃

\*この経費は、変更されることがあります。

また、清掃費・維持費として、以下の料金を徴収します。

	入館清掃料（一括徴収）	共益費（含ゴミ処理・雑費）
単 身 室	¥ 11, 800	¥ 3, 000（月額）
夫 婦 室	¥ 20, 600	
家 族 室	¥ 22, 600	

\*入居期間：1月以上1年以内ただし、館長が認めた場合、1月以内も可とする。

\*退去手続：退去しようとする1月前までに「退去届」を館長に提出すること

※国際交流会館の改装のため、外国人研究者用単身室は2020年度に一時閉鎖されます。

### (2) 琉球大学50周年記念会館・研究者交流施設

学内外の研究者が交流し、学術研究の一層の連携と促進を図るための施設として、多目的室、交流ラウンジ及び学外から来学した研究者等のための宿泊室を有する施設です。

研究者交流施設の申請は、受入教員を通して行います。（外国人研究者本人が直接申請することはできません。）空室状況、申し込み等については、研究推進課研究推進係（098-895-8016）にお問い合わせください。

施設概要、使用方法、申込書などは琉球大学50周年記念会館・研究者交流施設ホームページにあります。[http://gspd.jim.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page\\_id=19676](http://gspd.jim.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=19676)

#### 宿泊料金

(2015年)

料金		宿泊料金（円） （施設使用料）
部屋タイプ		
シングルルーム		¥ 2, 850 / 泊
ツインルーム （車いす対応含む）	1人使用	¥ 4, 790 / 泊
	2人使用	¥ 5, 700 / 泊



### (3) 学外の宿泊施設・民間アパート等

学内の外国人研究者用宿舎は部屋数が限られており、入居が困難な場合があります。学内宿舎を利用しない場合、学外の宿泊施設や民間アパートを利用することになります。

外国人が民間アパートに入居する際、日本の敷金及び礼金の習慣が複雑で理解しにくい場合や、日本語による契約手続き等で不動産業者や家主との意思疎通が困難な場合があります。アパート探しや契約時には、日本人に同行など協力してもらうことをお勧めします。

#### **【本学周辺の家具付き宿泊施設、斡旋業者】**

##### 単身者向け

- ◇イーストパレス <http://eastpalace.iinaa.net/>  
宜野湾市志真志 1-1-2 Tel: 090-9787-3994 E-mail: okitan39@gmail.com
- ◇グランメール佐真下 <http://www.grandmers.com/>  
宜野湾市佐真下 63-3 Tel: 090-9787-3994 E-mail: okinawa@luck.jp
- ◇レンタルマンション喜寿 (ホームページ無)  
西原町字上原 243 (琉大附属病院正面) Tel: 098-944-1903
- ◇ぎのわんセミナーハウス <http://w1.nirai.ne.jp/oki-gsh/>  
宜野湾市志真志 4丁目 24-7 沖縄キリスト教センター内  
Tel: 098-898-4361 Fax: 098-897-6963 Email: oki-gsh@nirai.ne.jp
- ◇レオパレス 21 (県内各地に物件有り) <http://www.leopalace21.com/>  
レオパレスセンター那覇 Tel: 098-869-5300

##### 世帯向け

- ◇SUMUKA (中南部に各種物件有り、1週間以上から)  
<http://www.sumuka.jp/>
- ◇大東建託 (県内各地に物件有り、1ヶ月以上から)  
<https://www.eheya.net/okinawa/>
- ◇喜納住宅開発 (那覇市内に各種物件有り、1週間以上から)  
<http://www.kina.co.jp/weekly/>

## 【5】在留に関わる手続き等

### (1) 在留カード

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

3か月を超え滞在する在留資格を持って日本に在留する外国人には、「在留カード」が交付されます。

新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印が押されるとともに、上陸許可によって中長期在留者になった方には在留カードが交付されます。その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印が押され、その近くに「在留カード後日交付」と記載されます。この場合には、中長期在留者の方は、市区町村の窓口に住居地の届出（住民登録）をした後に、在留カードが地方入国管理官署から当該住居地に郵送されます。

### ① 住居地の届出（変更含む）等

#### ・住所

新たに来日し、出入国港において在留カードを交付された方は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参して、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。

出入国港において、旅券に「在留カードを後日交付する」との記載がされた方は、住居地を定めてから14日以内に、その旅券を持参して、住居地の届け出を行ってください。

住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。

#### ・氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更

氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更、もしくは、所属機関、在留資格等に係わる変更の場合は、14日以内に福岡出入国在留管理局那覇支局に届け出てください。

### ②再交付申請（原則として、届出・申請がなされた日に、新しい在留カードが交付されます。）

#### ・在留カードの紛失、盗難、滅失

その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に福岡出入国在留管理局那覇支局に再交付を申請してください。（注）申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料を持参してください。

#### ・在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合

できるだけ速やかに福岡出入国在留管理局那覇支局に再交付を申請してください。在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

※在留管理制度については、下記、法務省出入国在留管理庁ホームページをご参照下さい。

<http://www.immi-moj.go.jp/>

※大学周辺の市町村役場

西原町役場	町民課	Tel : (098)945-5012 <a href="http://www.town.nishihara.okinawa.jp/">http://www.town.nishihara.okinawa.jp/</a>
宜野湾市役所	市民課	Tel : (098)893-4411 <a href="http://www.city.ginowan.okinawa.jp/">http://www.city.ginowan.okinawa.jp/</a>
中城村役場	住民生活課	Tel : (098)895-2131 <a href="http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/">http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/</a>

## (2) 在留資格外活動許可

「教授」や「文化活動」の在留資格の下では、外国人研究者が従事する活動はもっぱら教育や研究活動に限られます。外国人研究者が在留資格で許可された活動以外で収入を伴う活動に従事する場合には、前もって出入国在留管理局から資格外活動の許可をもらうことが義務づけられています。(勤務時間に制限はありませんが、研究活動に支障をきたさないようご注意ください。また職種についても、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所(バーやキャバレーなど)以外の場所に限られています。) 活動によっては、資格外活動許可が不要の場合(例えば『教授』の在留資格の者が業としておこなうものではない講演会の謝金を受け取る)もありますので、許可の有無が明確でない場合は、福岡出入国在留管理局那覇支局インフォメーションセンターへお問い合わせください。「短期滞在」の在留資格では、資格外活動許可申請はできません。なお、大学以外から収入を得る活動をする場合には大学において兼業の許可が必要な場合がありますので、活動開始前に総務部職員課(098-895-8026)へお問い合わせください。

表5 在留資格外活動許可

提出方法	福岡出入国在留管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとするとき
手数料	手数料はかかりません。
必要書類等	・ 資格外活動許可申請書(1通) ・ 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類(1通) ・ 旅券、在留カード等
標準処理期間	2週間～2か月

## (3) 在留期間の更新

許可された在留期間(在留カードに記載されており、上陸許可を受けた翌日から起算されます。)を越えて日本に滞在したい場合は、在留期間更新許可の申請をして許可を受けなければなりません。(本学での外国人研究員あるいは外国人客員研究員としての許可期間も終了する場合は、大学にて別途許可期間延長の手続きを行ってください。)

在留期間更新の申請の際、在留カードの裏面に「更新許可申請中」と記載されます。更新が許可される前に在留期間が満了する場合も、その記載をもって滞在が認められることとなります。

表6 在留期間更新

提出方法	福岡出入国在留管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	在留期間の満了する日以前(6ヶ月以上の在留期間を有するものにあたっては在留期間の満了する3ヶ月前から)
手数料	許可されるときは4,000円が必要です。(収入印紙で納入)
必要書類	<b>【共通】</b> ・ 在留期間更新許可申請書(1通) ・ 写真(縦4cm×横3cm) ・ 旅券、在留カード ・ 資格外活動許可書(交付を受けている者に限る) <b>『教授』</b> 1. 大学等において常勤として勤務する場合 その他の資料は原則不要。 2. 大学等において非常勤職員として勤務する場合 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び

	<p>納税状況が記載されたもの)</p> <p>『文化活動』</p> <p>1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <p>(1) 申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通)</p> <p>(2) 申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(適宜)</p> <p>2. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書</p> <p>(1) 申請人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料</p> <p>① 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通)</p> <p>② 申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜)</p> <p>③ 上記①から②に準ずる文書(適宜)</p> <p>(2) 申請人本人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者にかかる次の資料</p> <p>① 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)(各1通)</p> <p>※1月1日現在居住する市町村役場から発行される。</p> <p>※上記①については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明であれば、いずれか一方でも可</p> <p>② 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜)</p> <p>② 上記①から②に準ずる書類(適宜)</p> <p>『短期滞在』</p> <p>※原則として、<u>人道上の真にやむをえない事情又はこれに相当する特別な事情がある場合に認められる。</u></p> <p>1. 「短期滞在」の更新を必要とする理由を明らかにする資料(1通)</p> <p>※例えば、病気治療が理由の場合は診断書。</p> <p>2. 日本に入国してから現在までの活動を説明する資料(書式自由、具体的に記載する)(1通)</p> <p>3. 滞在中の経費を支弁できる証明する資料及び出国のための手段又は経費を支弁することを証明する資料(1通)</p> <p>※例えば、預金残高証明書や帰国用航空券。</p>
標準処理期間	2週間～3か月

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。

※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。

#### (4) 再入国許可

##### ■みなし再入国許可

「みなし再入国許可」とは、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)の方が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として通常の再入国許可を不要とするものです。(「再入国許可」もご覧ください)

出国する際に、必ず在留カードを提示するとともに、再入国出国用EDカードのみなし再入国許可による出国の意図表明欄にレ(チェック)し、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望することを伝えてください。

みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内（注2）に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

（注1）「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合もみなし再入国許可制度の対象となります。

（注2）在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

#### ■再入国許可

※みなし再入国の対象とならない場合、または1年を超えて再入国する場合は、再入国許可を取得する必要があります。

表7

提出方法	福岡出入国在留管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	出国する前
手数料	許可される時は3,000円（一回限り）、若しくは6,000円（数次）が必要です。（収入印紙で納入）
必要書類等	・再入国許可申請書(1通) ・旅券及び在留カード（又は再入国カードとみなされる外国人登録証明書）
標準処理期間	当日

#### （5）在留資格の変更

外国人が現在行っている活動をやめて在留資格で許可された活動以外の新しい活動をするには、在留資格を変更する許可を受けなくてはなりません。例えば、研究者が『文化活動』の在留資格で研究活動をした後、外国人研究員として本学に採用された場合、変更許可の申請をしなければなりません。

ただし、許可申請をしても必ず許可されるとは限りません。

なお、『短期滞在』の在留資格を有するものにあつては、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、いったん帰国し、在外公館にて適切な査証を取得して再来日となります。ただし、帰国前に在留資格認定証明書の交付を受けることは可能です。在留資格認定証明書の交付を受けた場合、帰国せずに在留資格変更ができる場合もありますが、あくまで出入国在留管理局の審査に抛りますので、在留資格変更の事由が生じたら手続きについて福岡出入国在留管理局那覇支局インフォメーションセンターにお問い合わせください。

表 8

提出方法	福岡出入国在留管理局那覇支局の窓口へ提出
提出者	申請人本人
提出時期	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前
手数料	許可されるときは4,000円が必要です。(収入印紙で納入)
必要書類等	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在留資格変更許可申請書(1通)</li> <li>・ 写真(縦4cm×横3cm)</li> <li>・ 旅券及び在留カード(又は在留カードとみなされる外国人登録証明書)</li> </ul> <p>『教授』</p> <p>1. 次のいずれかで、申請人の具体的な活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受入れ機関との雇用契約書の写し(1通)</li> <li>(2) 受入れ機関からの辞令の写し(1通)</li> <li>(3) 受入れ機関からの採用通知書の写し(1通)</li> <li>(4) 上記(1)～(3)までに準ずる文書(適宜)</li> </ol> <p>『文化活動』</p> <p>1. 具体的な活動の内容、期間及び当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請人本人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする文書(1通)</li> <li>(2) 申請人本人が当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料(パンフレット等)(適宜)</li> </ol> <p>2. 次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を明らかにする資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係団体からの推薦状(1通)</li> <li>(2) 過去の活動に関する報道(適宜)</li> <li>(3) 入賞、入選等の実績(適宜)</li> <li>(4) 過去の論文、作品等の目録(適宜)</li> <li>(5) 上記(1)～(4)に準ずる文書(適宜)</li> </ol> <p>3. 申請人の日本滞在中の経費支弁能力を証する文書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請人本人が経費を支弁する場合は、次のいずれかの資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書(1通)</li> <li>② 申請人本人名義の銀行等における預金残高証明書(適宜)</li> <li>③ 上記①～②に準ずる書類(適宜)</li> </ol> </li> <li>(2) 申請人本人以外の者が経費を支弁する場合は、経費負担者に係る次の資料 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)(各1通)</li> </ol> <p>※1月1日現在居住する市町村役場から発行される。  ※上記①については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明であれば、いずれか一方でも可</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 経費支弁者が外国にいる場合は、経費支弁者名義の銀行等における残高証明書(適宜)</li> <li>③ 上記①～②に準ずる書類(適宜)</li> </ol> </li> </ol>

※申請の内容について、さらに確認すべき事項がある場合に追加資料の提出を求められることがあります。  
※外国語により作成されているものは、日本語訳をつけて提出してください。  
※原則として、提出された資料は返却されないのので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。  
※活動内容を変更し、他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は、速やかに申請してください。  
継続して3ヶ月以上、現に有している在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格の取り消しの対象となります。

.....

※在留資格に関する手続き案内については、出入国在留管理庁ホームページの「各種手続き案内」  
(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>) をご覧ください。

※福岡出入国在留管理局那覇支局 インフォメーションセンター

[那覇第1地方合同庁舎の7階にあります。]

那覇市樋川 1-15-15      Tel : 098-832-4186

月～金曜日（休日を除く）：午前9時～正午      午後1時～4時

※外国人在留総合インフォメーションセンター URL: <http://www.immi-moj.go.jp/info/>

(英語、中国、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等での対応可能)

TEL:0570-013904 ※IP 電話、PHS、海外からは 03-5796-7112

受付時間：8:30～17:15（土日、祝日を除く）

## 【6】健康

沖縄は、比較的気温が高く湿気も多いので、沖縄の気候に慣れない外国人が体調をくずすことがあります。また日本や沖縄の食べ物があわなくて、食事をきちんととれないことや、研究活動が忙しくて規則正しい生活ができない外国人もいます。日本ででの生活におけるいろいろな問題や悩み、あるいはカルチャーショックにより体の不調をひきおこす場合もあります。

外国人研究者の健康管理のため、次のような施設や制度があります。

### (1) 保健管理センター

保健管理センターは、本学学生や教職員・研究員の健康維持や増進を目的として設置されています。簡単な治療、薬、健康診断や応急処置が必要な場合、または健康相談を希望する際に利用できます。(診療は無料です。)

保健管理センター（千原地区第一体育館の隣） Tel : (098)865-8144  
利用時間：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時（昼食時間：正午～午後 1 時）

### (2) 琉球大学医学部附属病院

琉球大学医学部附属病院は上原キャンパスにあり、入院及び外来患者のための様々な診療科や救急診療科があります。

附属病院の外来診察の受付は、午前 11 時までとなっています。また、診療科によって曜日が異なるので、詳細については、附属病院にお問い合わせください。

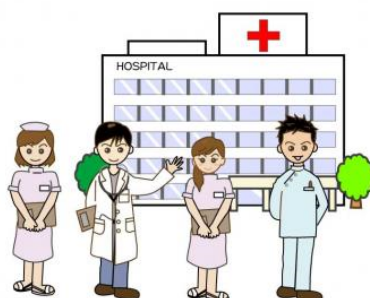
※初めて受診する場合、ほとんどの診療科で「紹介状（診療情報提供書）」が必要となります。

紹介状がない場合は、初診料に追加料金（医科 5,500 円、歯科 3,300 円）がかかります。

琉球大学附属病院（上原地区） Tel : (098)895-3331  
外来患者受付：月～金曜日 午前 8 時 30 分～11 時  
ホームページ：<http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/>  
診療科：第一内科、第二内科、第三内科、循環器科、第一外科、第二外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、産科婦人科、小児科、皮膚科、腎泌尿器外科、耳鼻咽喉科、眼科、精神科神経科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科]  
(各診療科の診療日：  
<http://www.hosp.u-ryukyu.ac.jp/guideline/outpatient.html>)

病院に初めて行く場合やあまり日本語がわからない場合は、できるだけ日本人と一緒に病院へ行くことをお勧めします。

緊急で救急車が必要な場合は、「119」に電話してください。(安易な救急車要請は避けてください。)





◆以下は、大学の近くにあるいくつかの主な病院です。診療科によって診察の曜日や時間が違うので、詳細については病院にお問い合わせください。

病院名 住所 電話番号 ホームページアドレス	診療科	受付時間
宜野湾記念病院 宜野湾市宜野湾 3-3-13 (098)893-2101 <a href="http://www.ginowan-kinen.or.jp/">http://www.ginowan-kinen.or.jp/</a>	内科、外科、整形外科、診療内科、 リハビリテーション科	月～金：午前8時30分～12時、 午後2時～6時 土曜日：午前8時30分～12時 ※土曜午後、日曜、祝日休診。診療科 により診療時間、曜日が異なるので、 受診の際はホームページ 又は電話にて受付時間の確認をして ください。
アドベンチスト・メディカル センター 西原町幸地 868 (098)946-2833 <a href="http://www.amc.gr.jp/">http://www.amc.gr.jp/</a>	内科、外科・整形外科、婦人科、小 児科、皮膚科、歯科、コンチネン 外来、がんサポート外来、禁煙外 来、ライフスタイル外来	月～木：午前9時～11時30分 午後2時～4時30分 日曜日：午前8時～11時 午後2時～4時 金曜日：午前9時～11時30分 ※英語での受診可能な時間帯・科目 有り。要事前問い合わせ。 金曜午後、土曜、祝祭日休診。通常は 診療開始1時間前より受付。診療科 により診療時間、曜日が異なるので、 受診の際は電話にて受付時間の確認 をしてください。
ハートライフ病院 中城村伊集 208 (098)895-3255 <a href="https://www.heartlife.or.jp/hospital/">https://www.heartlife.or.jp/hospital/</a>	内科、総合内科、循環器内科、呼吸 器内科、消化器内科、肝臓内科、血 液内科、人工透析内科、リウマチ 科、小児科、心療内科、精神科、外 科、食道外科、膵臓内科、血管外科、 乳腺外科、大腸・肛門外科、整形外 科、形成外科、脳神経外科、耳鼻咽 喉科、眼科、産婦人科、泌尿器科、 皮膚科、放射線科、麻酔科、救急科、 リハビリテーション科、病理診断 科、歯科、口腔ケア科	月～金：午前8時～11時30分 午後12時～16時30分 土曜日：午前8時～11時30分 ※土曜午後、日曜、祝祭日休診。 24時間救急指定病院。診療科により 診療時間、曜日が異なるので、受診の 際はホームページ又は電話にて受付 時間の確認をしてください。

### (3) 国民健康保険

3ヶ月を超えて滞在、または滞在予定のすべての外国人は、国民健康保険に加入する義務があります。国民健康保険に加入すると年間保険料を支払う必要がありますが、医療費の自己負担が3割になります。

国民健康保険は、外国人が居住する市町村役場で申請します。(申請時に在留カード(又は在留カードとみなされる外国人登録証明書)を提示します。申請時には、保険料は支払いません。)保険証は各市町村で発行され、また保険料も市町村によって異なります。(例えば、2018年度の西原町の保険料は、所得がない人の場合、年間約14,500円でした。)

法的には、保険に加入する際、市町村に居住している期間、つまり外国人研究者が当該市町村に転入した日付にさかのぼって保険料を請求されることになっています。(保険加入の申請日からではありません。たとえその期間に一度も病院に行ったことがない場合でも、その保険料を支払わなければいけません。また、国民健康保険の未加入期間中に自費払いした医療費については、保険加入後の払い戻しができません。よって、渡日後、あるいは他の市町村に引っ越した場合も、14日以内に国民健康保険に加入することを勧めます。(市町村によっては、渡日後、住民登録が完了してから国民健康保険に加入することがあります。この場合は、加入前に診療を受けて支払った医療費について後日払い戻しすることができます。)

国民健康保険証は、発行月日に関係なく毎年3月31日が有効期限となっているので、3月末までに保険証を更新する必要があります。(市町村によっては、新しい保険証を郵送します。保険証を更新しないと、4月1日以降は使えなくなります)。

外国人が帰国するとき又は他の市町村へ引っ越す場合は、必ず保険証が発行された役場に行き、保険証を返却しなければなりません。(返却しないと、引っ越した後でも保険料を請求されます。)

国民健康保険については、外国人が居住する市町村役場の国民健康保険課にお問い合わせください。

※ 大学周辺の市町村役場 [ 月～金 8:30 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00 ]

西原町役場 福祉保険課 Tel : (098) 911-9163

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/goven-service/purpose-06.html>

宜野湾市役所 国民健康保険課 Tel : (098) 893-4411

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/kokuminkenkouhokenka/sm.html>

中城村役場 健康保険課 Tel : (098) 895-2131

<https://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/detail.jsp?id=53515&menuid=11700&funcid=1&csrt=17604936762216933182>

#### ◆病気やけがで高額な医療費がかかった場合

入院あるいは通院により医療費が一定金額以上かかった場合、居住する市町村の国民健康保険の「高額療養費制度」が適用されます。適用となる医療費の基準額は、所得、扶養家族等により異なりますが、所得がない外国人の場合、「非課税世帯」の扱いとなり、1か月に自己負担額が35,400円を越えた場合、医療費の差額の払い戻しを受けることができます。ただし食費、差額ベッド代、先進医療にかかる費用等は高額療養費の支給対象とはされていません。

高額療養費制度の手続きについては、まず病院にて本人が3割の医療費を支払います。後日市町村役場国民健康保険課から高額療養費の支給申請書をもらい、提出または郵送をした後で、支給が受けられます。また、病院での3割の医療費の支払いが困難な場合は、あらかじめ限度額適用認定証の交付も利用できます。これは、後で市町村から支給される分の金額をあらかじめ市町村から病院へ支払ってもらうための手続きです。

高額療養費及び限度額認定の詳細については、各市町村役場の国民健康保険課にお問い合わせください。



## 【7】銀行

日本では、外国為替及び外国貿易法(外為法)により、短期滞在(90日以内)の外国人、また長期滞在ビザ(90日以上)の場合でも滞在期間が6か月未満の外国人は普通銀行で口座を開設することができません。ゆうちょ銀行では、来日6か月以内でも銀行口座を開設することができます。

日本滞在中に銀行口座を開設した場合、帰国時には銀行口座の解約手続きを行ってください。

## 【8】租税条約

外国人研究者が受ける給与、賞与、又は謝金等の報酬で、国内の役務提供に起因する所得（国内源泉所得という）に対しては課税されます。しかし、日本と租税条約を締結している締約相手国に居住している外国人研究者については、課税の免除申請ができます。

現在、日本と租税条約を締結している国、地域は表9のとおりです。租税条約は締結相手国により内容が異なることがあるため、適用に当たっては、事前に北那覇税務署にお問い合わせください。

また、母国の税率が高い場合等、租税条約を適用しない方が良い場合もあるので、租税条約の適用を希望するかどうか受入教員にお知らせください。

なお、米・英・仏・豪・オランダ王国・スイス・ニュージーランド・スウェーデン・ドイツ連邦共和国に居住する外国人研究者については、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」の提出が必要となります。「居住者証明書」は外国人研究者本人が取得する必要があるため、申請から取得まで2～3ヶ月以上かかることが多いので、租税条約を適用する場合にはご注意ください。

表9 (76条約, 136カ国適用) (2020年2月1日現在) (財務省ホームページより) (注1) (注2)

地域	日本と租税条約を締結している国・地域
アジア・大洋州 (25)	インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ、中国、ニュージーランド、パキスタン、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、サモア(*)、マカオ(*)、台湾(注3) (執行共助条約のみ) クック諸島、ナウル、ニウエ、マーシャル諸島、バヌアツ
中東 (9)	アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ (執行共助条約のみ) レバノン、バーレーン
アフリカ (12)	エジプト、ザンビア、南アフリカ (執行共助条約のみ) ウガンダ、ガーナ、カメルーン、セーシェル、セネガル、チュニジア、ナイジェリア、モーリシャス、モロッコ
欧州 (44)	アイスランド、アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ガーンジー(*)、ジャージー(*)、マン島(*)、リヒテンシュタイン(*) (執行共助条約のみ) アルバニア、アンドラ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、グリーンランド、サンマリノ、ジブラルタル、セルビア、フェロー諸島、マルタ、モナコ
北米・中南米 (34)	アメリカ、エクアドル、カナダ、チリ、ブラジル、メキシコ、ケイマン諸島(*)、英領バージン諸島(*)、パナマ(*)、バハマ(*)、バミューダ(*) (執行共助条約のみ) アルゼンチン、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エルサルバドル、キュラソー、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネーグイス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントマーティン、セントルシア、ターコス・カイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、バルバトス、ベリーズ、ペルー、モンセラット

ロシア・NIS 諸国 (12)	<u>アゼルバイジャン</u> , <u>アルメニア</u> , <u>ウクライナ</u> , <u>ウズベキスタン</u> , <u>カザフスタン</u> , <u>キルギス</u> , <u>ジョージア</u> , <u>タジキスタン</u> , <u>トルクメニスタン</u> , <u>ベラルーシ</u> , <u>モルドバ</u> , <u>ロシア</u> ,
--------------------	---

- (注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数の国に継承されているため、条約の数と国・地域数が一致しない。
- (注2) 条約等の数、国・地域数の内訳は以下のとおり。
- ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（租税条約）：63本、77カ国・地域
  - ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（情報交換協定）：11本、11カ国・地域（\*）表示
  - ・日台民間租税取決め：1本、1地域
- (注3) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）と台湾日本関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。

※ 租税条約締結国は、下記財務省ホームページにて最新情報を確認してください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/tax\\_convention/index.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm)

表10 租税条約に関する届出

謝金の支給を受ける場合	提出時期	謝金の支払を受ける日の前日まで。提出後その記載事項に変更が生じた場合も同様。
	提出方法	謝金を受ける者は届出書を正副2部作成し、その報酬の支払者に提出し、その支払者は、正本を北那覇税務署に提出する。
	提出書類	租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除)
	添付資料	一部の国については、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」を添付する必要がある。 下記国税庁ホームページを参照。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm</a>
給与の支給を受ける場合	提出時期	給与の支払を受ける日の前日まで。提出後その記載事項に移動が生じた場合も同様。
	提出方法	給与を受ける者は届出書を正副2部作成し、その報酬の支払者に提出し、その支払者は、正本を北那覇税務署に提出する。
	提出書類	租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除)
	添付資料	一部の国については、「特典条項に関する付表」及び「居住者証明書」を添付する必要がある。 下記国税庁ホームページを参照。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/annai/5320/01.htm</a>

\* 日本学術振興会の特別研究員に支払われるものは滞在費であり、課税の対象外となっています。

※租税手続き案内については、国税庁ホームページの「源泉所得税（租税条約等）関係」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joyaku/mokuji2.htm>

※北那覇税務署

901-2550 浦添市宮城 5-6-12 Tel : 098-877-1324

月～金曜日（休日を除く）：午前8時30分～午後5時

## 【9】安全保障輸出管理

日本をはじめとする主要国では、国内における重要な先端技術情報等の外国への不用意な流出、及びその漏洩によって大量破壊兵器及び通常兵器への転用を防ぐため、安全保障輸出管理を行っています。

この管理は、外国為替及び外国貿易法（外為法）により厳格に規定されているもので、外為法では、経済産業大臣の許可を取得しないで国際的な安全保障に係る貨物の輸出や技術の提供を行った場合に、刑事罰と行政罰が科せられることとなります。

日本での研究計画を立てる際には、対象国・地域、対象機関、対象となる物品や情報、技術等について必ず確認して下さい。

※本制度の詳細については、経済産業省ホームページをご覧ください。

○経済産業省「安全保障貿易管理」

〔日本語版〕 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

〔英語版〕 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>

学内手続きについては、研究推進課のホームページ（学内限定）をご覧ください。

[https://gspd.skr.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page\\_id=23946](https://gspd.skr.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/?page_id=23946)